

「東京都内に勤務されている**非医師会員**」 の日本医師会認定産業医**更新**申請方法

1. 令和8年度 更新申請受付期間

有効期限の4ヶ月程前に、東京都医師会より日本医師会認定産業医へ更新申請に関する案内通知を送付いたします。指定の受付期間中にお手続きください。

2. 提出書類

- ①ア. 「日本医師会認定産業医 更新申請書（3枚複写）」（令和7年5月以前の有効期限の方）または
イ. 「日本医師会認定産業医 登録情報」（令和7年7月以降の有効期限の方）

ア. 日本医師会認定産業医 更新申請書（3枚複写）の場合

1. 申請都道府県名、氏名を記入のうえ、1枚目、2枚目に押印
2. 印字された内容に変更がある場合は太枠記入欄に記入
3. 3枚複写のうち、1、2枚目のみ提出。3枚目は個人控です。

イ. 日本医師会認定産業医「登録情報」の場合

1. 印字された内容に変更がある場合は直接記入
2. 必ず**原本**を提出（修正の有無にかかわらず、お手元にコピーをお取りください。）

②産業医手帳（単位シール貼付）に加え、2025年4月以降に受講した研修会についてはMAMISマイページ内の取得単位がわかる画面をプリントアウトしたもの。（合計20単位以上）

※2025年4月以降に受講した研修会については認定医のMAMISマイページ内の取得単位がわかる画面をプリントアウトしたものをご提出ください。2025年4月以降に受講した研修会でMAMIS未反映の単位がある場合、受講した研修会名、日時、会場、単位数を記載したメモを同封してください。なお、シールの単位はMAMISに反映されません。手帳（原本）をご提出ください。単位についてご不明点がある場合は事前にお問い合わせください。

※WEB研修会で取得した単位のうち更新時に利用できるのは5単位までです。

③審査・登録料1万円

3. 提出方法（A～Cのいずれかをお願いいたします）

A. 提出書類①②③と印鑑（認印可）を東京都医師会へ直接持参。（令和7年5月以前の有効期限の方は東京都医師会で「①ア. 更新申請書」を保管しています。）（受付時間：10時～17時。土日祝除く。代理人による申請も可能です。）

B. ①～③を「現金書留」で東京都医師会へ送付。

C. 審査・登録料を銀行振込で支払い、①②と「振込確認票」の3点を東京都医師会へ送付。

- ・振込依頼人の先頭に「シンキ」または「コウシン」と記載してください。
- ・医療機関名などではなく、申請者個人名でお振込みください。
- ・ATM明細書やインターネットバンキング手続き完了画面のプリントアウト等を必ず添付してください。

※審査・登録料の振込口座についてのお問い合わせは下記へお願いいたします。

東京都医師会 健康保健課 k-kensyu@tokyo.med.or.jp 電話 03-3294-8821